

## 第 8 回 第 2 農 地 部 会 議 事 録

- 日 時 平成25年8月21日(水)午後2時00分
- 場 所 津市美杉総合開発センター 1階 会議室
- 出席部会委員 25 伊藤 武則・26 稲葉 和久・27 大井 一司・28 鈴木 照正  
29 田口 慶則・30 諸戸 善昭・31 上川 洋文・32 田中 竹次  
33 守山 孝之・35 池田 昌司・36 井谷 功・37 岸野 隆夫  
38 中川 和雄・39 藤田 武・40 結城 晋三・42 片岡 眞郁  
47 中谷 秀也
- 以上17名
- 欠席委員 なし
- 出席部会員外委員 34 浅井 競
- 議長 第2農地部会長 諸戸 善昭
- 事務局職員 飯田事務局長・鈴木事務局次長・中西担当副主幹
- 総合支所 久居：加賀主査 一志：片山担当主幹 白山：木下担当副主幹  
美杉：松永主査
- 議事録署名者 25 伊藤 武則・42 片岡 眞郁
- 事 項
- 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
- 報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について(所有権移転)
- 報告第4号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について(使用貸借)
- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について(農業委員会許可・所有権移転)
- 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について(農業委員会許可)
- 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(農業委員会許可・所有権移転)
- 議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(農業委員会許可・賃貸借権)

議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・使用貸借）

議案第6号 非農地証明願について

議案第7号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について <別冊>

## 議 事 の 大 要

議 長 第8回第2農地部会を開会させていただきます。  
本日の議事録署名者を2名指名させていただきます。25番 伊藤 武則委員、42番 片岡 眞郁委員、よろしくお願いいたします。  
本部会に付議されました議案につきましては、事前に通知いたしましたとおりでございますのでよろしくお願いいたします。  
まず始めに、会長の専決等の報告事項にはいります。報告第1号から報告第4号につきまして事務局から一括して報告をお願いします。

事 務 局 それでは、議案書の1ページをお願いいたします。  
報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、でございます。  
番号1及び2の件数は2件、合計面積8,585㎡で、すべて田でございます。  
これらにつきましては、農用地利用権設定を、貸し人、借り人の双方の合意に基づき解約をいたしたものであります。  
2ページをお願いいたします。  
報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、でございます。  
これらにつきましては、相続の届出によるものでございまして、件数は6件、合計面積は12,640.3㎡で、その内訳は、田が11,006㎡、畑が1,634.3㎡でございます。いずれの案件もあつせん等の希望はございません。  
次に、3ページをお願いいたします。  
報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（所有権移転）でございます。  
番号1は、宅地分譲住宅用地、番号2は、通路用地、以上件数は2件、合計面積は734㎡で、田が693㎡、畑が41㎡でございます。  
4ページをお願いいたします。  
報告第4号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（使用貸借）でございます。  
番号1、一般個人住宅用地の1件で、面積は畑で268㎡でございます。報告案件につきまして、以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議長 はい、ありがとうございます。事務局から報告がありましたとおりでございますので、よろしくお願ひします。

議案事項に入らせていただきます。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 5ページから6ページをお願いいたします。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）でございます。

番号1、地区 久居、受け人 \_\_\_\_\_、面積8,178㎡、渡し人 \_\_\_\_\_、面積99㎡、申請地 久居藤ヶ丘町藤谷 \_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積99㎡です。

これにつきましては、受人は、高齢のため離農する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大しようとするものです。

番号2、地区 久居、受け人 \_\_\_\_\_、面積57,080㎡、渡し人 \_\_\_\_\_、面積6,517㎡、申請地 新家町松ノ中 \_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも田、面積694㎡ 外1筆で合計面積1,374㎡。

これにつきましては、受人は、遠方のため耕作が不便な申請地を渡人から譲り受け、営農を拡大しようとするものです。

番号3、地区 栗葉、受け人 \_\_\_\_\_、面積7,924㎡、渡し人 \_\_\_\_\_、面積8,483.51㎡、申請地 稲葉町稲初垣内 \_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも田、面積141㎡。

これにつきましては、受人は、公共事業による代替地として申請地を譲り受けようとするものです。

番号4、地区 栗葉、受け人 \_\_\_\_\_、面積7,924㎡、渡し人 \_\_\_\_\_、面積8,483.51㎡、申請地 稲葉町稲初垣内 \_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも田、面積420㎡ 外1筆で合計面積577㎡。

これにつきましても、公共事業による代替地として申請地を譲り受けようとするものです。

番号5、地区 波瀬、受け人 \_\_\_\_\_、面積9,282.61㎡、渡し人 \_\_\_\_\_、面積3,145㎡、申請地 一志町波瀬城之腰 \_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積320㎡。

これにつきましては、受人は、労力不足のため営農を縮小する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大しようとするものです。

番号6、地区 八知、受け人 \_\_\_\_\_、面積1,300㎡、渡し人 \_\_\_\_\_、面積3,646.36㎡、申請地 美杉町八知火ノ谷 \_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも田、面積234㎡ 外8筆で合計面積1,796㎡。

これにつきましては、受人は、兼業で営農を縮小したい渡人から申請地を譲り受け、新規に営農を開始しようとするものです。

以上件数は、6件、合計面積は、4,307㎡、その内訳は田が2,145㎡、畑が2,162㎡でございます。

いずれの案件も、農業をまじめに行い農機具も保有しており、周辺の農地に影響もなく農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひします。

議 長	ありがとうございます。ただいま事務局より説明がありましたが、立ち会っていただきました地元委員のご意見をお伺いします。1番、お願いします。
稲葉委員	26番 稲葉です。8月12日に農業委員並びに事務局で、現地確認を行いました。場所は、国道165号線、_____の北東辺りで、ちょうど藤ヶ丘の住宅地辺りにあります。事務局の説明通り、何ら問題はないと思いますので、よろしくご審議をお願いいたします。
議 長	ありがとうございます。2番、お願いします。
田口委員	29番 田口です。先ほど、事務局が説明していただきましたように、その通りでございます。よろしくお願いします。
議 長	ありがとうございます。3番、お願いします。
鈴木委員	28番 鈴木です。3番と4番を一緒に説明させてもらいます。全部、同じ日に、現地確認を行いました。場所は、県道上稲葉羽野線より少し入った所ですけれども、下の稲葉地区のほうで、現地のほうも_____さんの家の近くにあります。詳細については、事務局の説明通りですので、よろしくご審議のほどよろしくをお願いいたします。
議 長	ありがとうございます。5番、お願いします。
上川委員	31番 上川です。波瀬で隣の畑が荒れているので、農業委員会でなんとかしてくれと言うのがかなりあります。そのうちのひとつで、買ってくれということで、購入されました。現場は竹が生えて大変な所です。説明通りですので、よろしくをお願いいたします。
議 長	ありがとうございます。6番、お願いします。
藤田委員	39番 藤田です。事務局の説明通りでございますが、久居で塾を開設されておりまして、住まいも小森町ということで、新しく、耕作者を見つけたということで、よろしく申し上げます。
議 長	ありがとうございました。地元委員より説明がございましたが、皆さんのご意見もお伺いしたいと思います。いかがですか。よろしいですか。
部会委員	<一同 意見なし>
議 長	それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第1号について、これに、ご異議ございませんか。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	異議なしと認めます。よって、議案第1号については許可することに決定し

たいと思います。

続きまして議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可）を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局

7ページから9ページをお願いいたします。

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可）でございます。

番号1、地区 久居、申請者 \_\_\_\_\_、申請地 久居北口町洗ヶ瀬 \_\_\_\_\_、台帳地目 畑、現況地目 宅地、面積316㎡です。

これにつきましては、昭和27年ごろから宅地として使用されており、このたびこの建物を取り壊し、住宅を新築されるという事です。

経過書の提出がありますことから追認しようとするものです。農地区分は第2種農地と判断されます。

番号2、地区 久居、申請者 \_\_\_\_\_、申請地 戸木町東羽野 \_\_\_\_\_、台帳地目 田、現況地目 畑、面積713㎡。

これにつきましては、太陽光発電施設用地とするものです。農地区分は第2種農地と判断されます。

番号3、地区 榊原、申請者 \_\_\_\_\_、申請地 榊原町東谷 \_\_\_\_\_、台帳地目 田、現況地目 雑種地、面積1,014㎡ 外2筆で合計面積1,182㎡。

これにつきましては、平成5年ごろから資材置場として使用されており、始末書の提出がありますことから追認しようとするものです。農地区分は第2種農地と判断されます。

番号4、地区 榊原、申請者 \_\_\_\_\_、申請地 榊原町東谷 \_\_\_\_\_、台帳地目 畑、現況地目 山林、面積224㎡ 外2筆で合計面積825㎡。

これにつきましては、昭和48年ごろ杉を植林し現在に至っており、始末書の提出がありますことから追認しようとするものです。農地区分は第2種農地と判断されます。

番号5、地区 大井、申請者 \_\_\_\_\_、申請地 一志町井生川原 \_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積36㎡ 外1筆で合計面積481㎡。

これにつきましては、太陽光発電施設用地とするものです。農地区分は第2種農地と判断されます。

番号6、地区 波瀬、申請者 \_\_\_\_\_、申請地 一志町波瀬岩ノ谷 \_\_\_\_\_、台帳地目 田、現況地目 山林、面積482㎡ 外3筆で合計面積2,500㎡。

これにつきましては、申請者の祖父が昭和35年ごろ杉を植林し現在に至っており、経過書の提出がありますことから追認しようとするものです。農地区分は第2種農地と判断されます。

8ページをご覧ください。

番号7、地区 高岡、申請者 \_\_\_\_\_、申請地 一志町高野洲合 \_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも田、面積521㎡。

これにつきましては、共同住宅用地とするものです。農地区分は第3種農地と判断されます。

番号8、地区 大三、申請者 \_\_\_\_\_、申請地 白山町二本木徳田北 \_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積2,122㎡の内400㎡。

これにつきましては、平成23年11月に耕作をする目的で取得したものでございますが、水の確保が困難になってきたため、太陽光発電施設用地として利用するものです。早期転用理由書も提出されています。農地区分は第2種農地と判断されます。

番号9、地区 下之川、申請者 \_\_\_\_\_、申請地 美杉町下之川村 \_\_\_\_\_、台帳地目 田、現況地目 畑、面積184㎡ 外1筆で合計面積286㎡。

これにつきましては、市道三谷上村線新設工事により分断された残地であり、近隣施設のイベント時に駐車場が不足していることから駐車場用地とするものです。農地区分は第2種農地と判断されます。

番号10、地区 下之川、申請者 \_\_\_\_\_、申請地 美杉町下之川角原 \_\_\_\_\_、台帳地目 田、現況地目 山林、面積10㎡ 外5筆で合計面積1,082㎡。

これにつきましては、周辺の山林化による日照不足等の理由で、昭和59年ごろ、植林し現在に至っており、始末書の提出があるものですから、追認しようとするものです。農地区分は第2種農地と判断されます。

番号11、地区 下之川、申請者 \_\_\_\_\_、申請地 美杉町下之川角原 \_\_\_\_\_、台帳地目 田、現況地目 雑種地、面積300㎡ 外10筆で合計面積3,507㎡。

これにつきましては、昭和59年ごろ、災害復旧用の残土処理場（施行規則37条4項、公益性が高い事業中の非常災害の為に必要な応急措置に該当）とし、整地後は畑地として利用しています。申請者は林業を営んでいることから、現在利用している資材置場が手狭になってきたため転用しようとするものです。農地区分は第2種農地と判断されます。

以上件数は11件で、農地法第4条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。事務局より説明がありましたが、立ち会っていたいただきました地元委員のご意見を伺います。1番、お願いします。

稲葉委員 26番 稲葉です。12日に、農業委員及び事務局で、現地確認を行いました。事務局の説明通り、何ら問題はありませぬので、よろしくご審議のほうお願いします。

議長 ありがとうございます。2番、お願いします。

大井委員 27番 大井です。同じくこれも8月12日に、現地確認へ行ってまいりました。場所は久居から国道165号線をまだ西へ向いて行きますと、\_\_\_\_\_という\_\_\_\_\_があるんですが、その手前の左側の角地です。記録では長い間、耕作はされていないんだけど、一応管理されて、半耕作放棄地というような所で、今回は太陽光をしたいという事で、特に問題はないと思いますので、よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。3番、4番、お願いします。

伊藤委員 25番 伊藤です。8月12日に、現地確認へ行ってまいりました。場所は、榊原町の入り口で、農免道路とグリーンロードの交差するところで、今年出来

ました\_\_\_\_\_の、それから白山へ向かうこと2 km位の所です。

もうひとつは、日当たりが悪く耕作できないところで、昭和48年に事業者が事業拡大ということで資材置場ということです。事務局の説明どおりでございます。

議長 ありがとうございます。5番、お願いします。

上川委員 31番 上川です。場所ですけど、\_\_\_\_\_工場の隣です。これももう、竹藪になっていくような畑です。ということで、何ら問題はないと思いますのでよろしくお願いいたします。

議長 はい、ありがとうございます。6番、お願いします。

上川委員 6番なんですけども、昭和35年に植えた木という事で、もう見事な木になっております。50年経っております。それで、場所は\_\_\_\_\_と\_\_\_\_\_の間のちょうど南にあたりまして、周辺200m以内には、田等一切ないという事で、よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。7番、お願いします。

田中委員 32番 田中です。12日の昼から委員3名と事務局2名で現地の確認をいたしました。場所は県道一志出家線の\_\_\_\_\_の南側です。内容は、事務局の説明通りですので、よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。8番、お願いします。

井谷委員 36番 井谷です。8月12日に、事務局2名と白山の2人の委員さん、私との3人で現地へ行きました。場所は、\_\_\_\_\_の北側で、\_\_\_\_\_がある東側なんですけど、この通りに非常に水が早く切れるので、畑にならないという事ですが、今の形で計画をするという事ですが、事務局の説明通り、何ら問題はないと思いますので、よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。9、10、11番、お願いします。

結城委員 40番 結城です。9、10、11と説明をいたします。

9番につきましては、先ほど事務局の説明にありました市道三谷上村線ですが、これは、処分場に関する新設道路でございます。少しの所が分断されて、駐車場に使わない事には仕方がないという事での申請でございます。

10番につきましては、周囲が本当に山林化されて、もう手の付けようがないという事の申請です。

11番につきましては、自営業を営んでいりましたが、資材置場も増やす必要という事で、申請されました。よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長 はい。ありがとうございます。只今地元委員より説明がございましたが、皆さん方のご意見をお伺ひします。いかがですか。よろしいですか。

部会委員	<一同 意見なし>
議 長	それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第2号について、これにご異議ございませんか。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	異議なしと認めます。よって、議案第2号については許可することに決定したいと思います。 続きまして、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）を議題といたします。事務局の説明をお願いします。
事務局	10ページをお願いいたします。 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）でございます。 番号1、地区 久居、受け人 _____、（賃借人）株式会社 _____ 代表取締役 _____、渡し人 _____、申請地 久居明神町狭見山 _____、台帳地目 畑、現況地目 雑種地（荒地）、面積357㎡ 外2筆で、合計面積2,227㎡です。 これにつきましては、受人は、渡人より申請地を譲り受け、太陽光発電施設用地として、株式会社 _____ に賃貸するものです。農地区分は第2種農地と判断されます。 番号2、地区 八ッ山、受け人 _____、渡し人 _____、申請地 白山町八対野東 _____、台帳地目 畑、現況地目 宅地、面積61㎡。 これにつきましては、申請地は昭和61年から宅地として利用されており、このたび受人は、渡人からこの申請地を譲り受け、一般個人用住宅用地とするもので、渡人からの始末書の提出がありますことから追認しようとするものです。農地区分は第2種農地と判断されます。 番号3、地区 杉平、受け人 _____、渡し人 _____、申請地 美杉町杉平鳥井 _____、台帳地目 畑、現況地目 山林、面積855㎡ 外1筆で合計面積1,205㎡。 これにつきましては、日照不足等のため、昭和50年ごろ植林され、渡人から始末書の提出がありますことから追認しようとするものです。農地区分は第2種農地と判断されます。 以上件数は3件、合計面積は3,493㎡で、すべて畑でございます。 いずれの案件も農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上で説明を終わります。ご審議のほどをよろしくお願いいたします。
議 長	ありがとうございます。事務局より説明がありましたが、立ち会っていただきました地元委員のご意見をお伺いします。1番、お願いします。
大井委員	27番 大井です。この同じく8月12日に現地確認し、ここには本庁から、確認いただきました。場所は、国道165号線から _____ へ上って行く道があるんですけど、消防署があつて、 _____ があつて交差点、その次の交差点



の左の角地に、雑種地になっていますけど、耕作はされていない細長い土地でして、特に問題はないと思われます。よろしくお願ひいたします。

議 長 はい、ありがとうございます。2番、お願ひします。

池田委員 35番 池田です。12日に総合支所2名と地元委員3名で、現地確認を実施いたしました。場所的には、国道165号線の白山の最後の信号を左へ行って曲がってもらおうと、その下の集落にありまして、道幅が広がり、そこに畑があって道との間が分からなくなったという事と、自分の所も畑が駐車場になっておりました。それで今度、息子が家を建てるという事で、農地とわかったので申請するという事ですので、何ら問題はないと思ひますので、よろしくお願ひします。

議 長 ありがとうございます。3番、お願ひします。

岸野委員 37番 岸野です。これも12日に、本庁からおいでをいただきまして、現地確認をしております。申請地の周囲は全て山林化をされておりました、仕方がないかなと言う感じでございます。どうぞ、よろしくお願ひします。

議 長 ありがとうございます。皆さんのご意見をお伺ひしたいと思ひますが。どうですか。

議 長 あと、皆さん、よろしいですか。

部会委員 <一同 意見なし>

議 長 それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第3号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第3号については許可することに決定したいと思います。

続きまして、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・賃貸借権）を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 11ページをお願いいたします。

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・賃貸借権）でございます。

番号1、地区 下之川、借り人 \_\_\_\_\_株式会社 \_\_\_\_\_支店 常務執行役員 支店長\_\_\_\_、貸し人\_\_\_\_、申請地 美杉町下之川富田\_\_\_\_、台帳地目 田、現況地目 雑種地、面積112㎡ 外1筆で、合計面積1,143㎡です。

これにつきましては、借り人は、貸し人と平成28年3月31日までの賃貸借契約を締結し、\_\_\_\_\_に伴う仮設現場事務用地に一時転用するものです。

なお、既に敷き砂利で整地されておりますことから始末書の提出もあり、追認しようとするものです。農地区分は第2種農地と判断されます。

賃貸借に係る案件はこの1件で、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 はい、ありがとうございます。事務局より説明がありましたが、地元委員のご意見をお伺いします。1番、お願いします。

結城委員 結城でございます。12日に現地確認を行いました。この案件は、\_\_\_\_\_に伴い、申請地にその仮設事務所を建設するのに申請をされたんです。事務局と遅行が無いように申請するように指導してきました。以上でございます。よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。地元委員より説明がございましたが、皆様のご意見もお伺いしたいと思います。よろしいですか。

部会委員 <一同 意見なし>

議長 それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第4号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 異議なしと認めます。よって、議案第4号については許可することに決定したいと思います。

続きまして、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・使用貸借）を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 12ページをお願いいたします。

議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・使用貸借）でございます。

番号1、地区 久居、借り人 \_\_\_\_\_ 外1名、貸し人 \_\_\_\_\_、申請地 木造町稲垣\_\_\_\_\_、台帳地目 畑、現況地目 宅地、面積283㎡です。

これにつきましては、借り人は、貸し人と40年間の使用貸借契約を締結し、農家分家の一般個人用住宅用地とするものです。

なお、申請地には、昭和48年ごろに農業用倉庫が建築されており、所有者から始末書の提出がありますことから追認しようとするものです。農地区分は第2種農地と判断されます。

以上件数は1件で、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。ただいま説明がありましたが、現地に立ち会っていただきました地元委員のご意見をお伺いします。

田口委員 29番 田口です。8月12日に、現地確認をさせていただきました。申請地は、木造町内の在所の中です。借りる方が伊勢に住んでいて安濃が仕事場で、距離的にも遠い、奥さんが一身田ですから中間くらいがいいという事で、ここに家を建てるという事で、よろしく願いいたします。

議長 ありがとうございます。地元委員より説明がございましたが、皆さん方のご意見をお伺いします。いかがですか。よろしいですか。

部会委員 <一同 意見なし>

議長 それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第5号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 異議なしと認めます。よって、議案第5号については許可することに決定したいと思います。

続きまして、議案第6号 非農地証明願についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 13ページをお願いいたします。

議案第6号 非農地証明願について、でございます。

番号1、地区 久居、願出者 \_\_\_\_\_ 外1名、申請地 久居北口町駒ヶ谷 \_\_\_\_\_、台帳地目 畑、現況地目 宅地、面積277㎡です。

これにつきましては、固定資産税課税証明により、申請地は昭和38年から現況宅地として課税されていることが確認できますから、津市農業委員会非農地証明事務取扱要領第3条第1項第2号の規定により、当該土地が農地以外に供され20年以上経過している要件に該当しております。

番号2、地区 久居、願出者 \_\_\_\_\_、申請地 久居小野辺町城ノ越 \_\_\_\_\_、台帳地目 畑、現況地目 宅地、面積132㎡ 外1筆で合計面積317㎡。

これにつきましては、申請地にあります昭和42年建築の建物に課税がされておりますことが課税証明により確認できますことから、津市農業委員会非農地証明事務取扱要領第3条第1項第2号の規定により、当該土地が農地以外に供され20年以上経過している要件に該当しております。

番号3、地区 川合、願出者 \_\_\_\_\_、申請地 一志町八太唐木垣内 \_\_\_\_\_、台帳地目 畑、現況地目 宅地、面積70㎡ 外1筆で合計面積179㎡。

これにつきましては、申請地には、昭和58年10月21日撮影の航空写真により建物を確認できますことから、津市農業委員会非農地証明事務取扱要領第3条第1項第2号の規定により、当該土地が農地以外に供され20年以上経過している要件に該当しております。

番号4、地区 八知、願出者 \_\_\_\_\_ 外1名、申請地 美杉町八知淵ヶ上 \_\_\_\_\_、台帳地目 畑、現況地目 山林、面積142㎡ 外1筆で合計面積1,335㎡。

これにつきましては、申請地は、昭和50年3月2日撮影の航空写真により山林となっていることが確認できますことから、津市農業委員会非農地証明事

務取扱要領第3条第1項第2号の規定により、当該土地が農地以外に供され20年以上経過している要件に該当しております。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。事務局より説明がありましたが、現地に出向いていただきました地元委員のご意見をお伺いします。1番、お願いします。

稲葉委員 26番 稲葉です。12日に番号1、番号2とも現地確認に行っていました。

番号1の場所は、国道165号線沿いの\_\_\_\_\_の北側にあたる住宅地内です。

番号2につきましては、城山の手前、小野辺の住宅地にあります。事務局の説明通り問題ないと思いますので、よろしくご審議のほどお願いします。

議長 ありがとうございます。3番、お願いします。

田中委員 32番 田中です。12日に、委員3名と事務局の2名で現地を確認しました。場所につきましては、名松線の八太駅の近くという所で、内容としては事務局の説明通りです。

議長 ありがとうございます。4番、お願いします。

藤田委員 39番 藤田です。事務局の説明通りでございますが、8月12日に会長及び部会長、並びに事務局と現地確認を行いました。現地を確認させていただきました。55年以上経過していますので、現場に行けば相当な大きな木に育っておりますので、何ら問題はないと思います。以上です。

議長 ありがとうございます。

地元委員より説明がございましたが、皆さま方のご意見がありましたら。よろしいですか。

部会委員 <一同 意見なし>

議長 それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第6号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 異議なしと認めます。よって、議案第6号については証明することに決定したいと思います。

引き続きまして、別冊としてお配りいたしました、議案第7号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第8号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、でございます。

別冊の津市農用地利用集積計画をご覧くださいませようお願いします。  
表紙を1枚めくっていただきまして、農用地利用集積計画地区別集計表をご覧くださいませたいと思います。

地区別に、下の合計欄でご説明させていただきます。

久居地区につきましては、田の賃貸借、所有権移転合わせて21,181㎡、畑の賃貸借、使用貸借合わせて9,370㎡で、契約件数は28件でございます。

一志地区につきましては、田の賃貸借、所有権移転合わせて10,102㎡、畑の使用貸借680㎡で、契約件数は15件でございます。

白山地区につきましては、田の所有権移転13,625㎡で、契約件数は1件でございます。

美杉地区につきましては、田の使用貸借4,381㎡で、契約件数は2件でございます。

以上、合計で田の集積が、賃貸借、使用貸借、所有権移転を合わせて49,289㎡、畑の集積が、賃貸借、使用貸借を合わせて10,050㎡で、合計契約件数は46件、合計面積は59,339㎡となっております。

認定農業者への集積状況は、久居地区の7件、一志地区の6件、白山地区の1件で、合計面積31,911㎡となっております。

なお、今回提出させていただきました利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長 ありがとうございます。事務局の説明が終わりましたが、皆様のご意見がありましたら、よろしいですか。

部会委員 <一同 意見なし>

議長 それでは、お諮りします。ただいま、審議をいただきました議案第7号について、ご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 異議なしと認めます。よって、議案第7号については適正であると認め、市長に進達することにいたします。以上で、本部会に付議されました議案はすべて審議をいたしました。ありがとうございました。

午後2時50分

上記は、第8回第2農地部会の議事を録したものである。

平成25年8月21日

議長

出席委員

出席委員